

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月12日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院規則の一部改正に合わせて、育児休業の承認および延長にかかる特別の事情について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業にかかる子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業にかかる子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市職員の育児休業等に

関する条例の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
要綱

1 改正の理由

人事院規則（職員の育児休業等）の一部改正に合わせて、育児休業の承認および延長にかかる特別の事情について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 育児休業の承認にかかる特別の事情の追加（第3条関係）

条例で定める特別の事情に、「保育所等における保育の利用の申込みをしているが、当面保育の実施が行われないこと。」を追加する。

※ すでに育児休業を取得した子の養育のため、再度、育児休業を取得することはできない（条例で定める特別の事情に該当する場合を除く。）。

(2) 育児休業の期間延長にかかる特別の事情の追加（第4条関係）

条例で定める特別の事情に「保育所等における保育の利用の申込みをしているが、当面保育の実施が行われないこと。」を追加する。

※ 育児休業の期間の延長は、1回に限る（条例で定める特別の事情に該当する場合を除く。）。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）

| 改正後 | 現行 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（5） 略 （6） 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業にかかる子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業にかかる子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業にかかる子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業にかかる子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> | <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情） 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（5） 略 （6） 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____ _____ _____ _____ <u>そ</u> その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業にかかる子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと _____ _____ <u>その他の育児休業</u> の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業にかかる子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</p> | |

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。